別記様式第二号

（表面）

第　　号

消費者安全法第27条第２項又は第４項の規定により立入調査等をする職員の

身　分　証　明　証

写真　押出スタンプ

官職及び氏名

年　月　日生

年　月　日交付

消費者庁長官　　㊞

（裏面）

消　費　者　安　全　法　抜　粋

（事故等原因調査）

第二十三条　（略）

２　調査委員会は、事故等原因調査を行うため必要な限度において、次に掲げる処分をすることができる。

一　事故等原因に関係があると認められる者（次号及び第三十条において「原因関係者」という。）、生命身体事故等に際し人命の救助に当たった者その他の生命身体事故等の関係者（以下「生命身体事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

二　生命身体事故等の現場、原因関係者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、商品等、帳簿、書類その他の生命身体事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は生命身体事故等関係者に質問すること。

三　生命身体事故等関係者に出頭を求めて質問すること。

四　関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

五　関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

六　生命身体事故等の現場に、公務により立ち入る者及び調査委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

３　（略）

４　前項の規定により第二項第二号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、生命身体事故等関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

５　第二項又は第三項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（内閣総理大臣の援助）

第二十七条　調査委員会は、事故等原因調査を行うために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、生命身体事故等についての事実の調査又は物件の収集の援助その他の必要な援助を求めることができる。

２　内閣総理大臣は、前項の規定による援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その職員に第二十三条第二項第二号に掲げる処分をさせることができる。

３　内閣総理大臣は、生命身体事故等が発生したことを知った場合において、必要があると認めるときは、生命身体事故等についての事実の調査、物件の収集その他の調査委員会が事故等原因調査を円滑に開始することができるための適切な措置をとらなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、その職員に第二十三条第二項各号に掲げる処分をさせることができる。

５　第二十三条第四項及び第五項の規定は、第二項又は前項の規定により職員が処分をする場合について準用する。

備考　大きさは、日本工業規格Ｂ８又は日本工業規格Ｘ6301「識別カード―物理的特性」の4.5ＩＤ－１とする。

（消費者庁組織規則の一部改正）

第三条　消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条に見出しとして「（事故調査室）」を付し、同条第一項中「企画官一人」を「事故調査室」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　事故調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　消費者安全調査委員会の庶務に関すること。

二　消費者安全調査委員会の行う消費者安全法第二十八条に規定する調査に対する援助に関すること。

第四条第二項の次に次の一項を加える。

３　事故調査室に、室長を置く。

附　則

この府令は、平成二十四年十月一日から施行する。

府　令　・　省　令

○財務省令第五号　内閣府　経済産業省令第五号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行に伴い、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

財務大臣　安住　淳

経済産業大臣　枝野　幸男

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年経財内閣府経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第十六号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

附　則

この命令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。